

1 高等学校等就学支援金

【家計急変支援制度について】

○制度の概要

R5年度より、高等学校等就学支援金家計急変支援制度を実施。

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できないこと、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度。

主な要件 家計急変事由に相当 + 世帯年収が約590万円未満相当まで減少

支給限度額 月額33,000円
(通常の就学支援金における約590万円未満程度の支給限度額と同じ)

1 高等学校等就学支援金

【家計急変支援制度について】

○対象となる家計急変事由

①保護者等が会社員など被雇用者の場合

ア 負傷、疾病により離職または休職等し、その後90日以上就労が困難である場合

イ 自己の責めに帰することのできない理由による離職があった場合

対象となる離職等の理由一覧

項目	理由
11 (1A)	解雇 (1B)及び被保険者の責めに帰すべき重大な理由による解雇に該当するものを除く。)
12 (1B)	天災その他やむを得ない理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇
21 (2A)	特定雇止めによる離職 (雇用期間3年以上雇止め通知あり)
22 (2B)	特定雇止めによる離職 (雇用期間3年未満等更新明示あり)
23 (2C)	特定理由の契約期間満了による離職 (雇用期間3年未満等更新明示なし)
31 (3A)	事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職
32 (3B)	事業所移転に伴う正当な理由のある自己都合退職
33 (3C)	正当な理由のある自己都合退職 ((3A)、(3B)又は(3D)に該当するものを除く。)
34 (3D)	特定の正当な理由のある自己都合退職 (平成29年3月31日までに離職した被保険者期間6月以上12月未満に該当するものに限る。)